

# 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 提出書類について

## 1 提出書類の種類について

事業者によってご提出いただく書類の種類が異なります。以下の表をご参考の上、必要書類をご確認ください。

	理由	提出書類
返還額がある場合	1 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等であるため	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 ・積算内訳書(別紙1-1(1)~(3)のいずれか) ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の写し
	2 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っているため	
	3 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っているため	
返還額がない場合	1 消費税の確定申告の義務がないため	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 ・積算内訳書(別紙1-2)
	2 簡易課税方式により申告しているため	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 ・積算内訳書(別紙1-2) ・消費税及び地方消費税の確定申告書(簡易課税用)の写し
	3 消費税法第60条第4項に定める公益法人等(社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など)で、特定収入割合(補助金、交付金、寄附金など)が5%を超えているため	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 ・積算内訳書(別紙1-2) ・消費税法第60条第4項に定める公益法人等で、特定収入割合が5%を超えていることが確認できる書類
	4 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 ・積算内訳書(別紙1-2) ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
	5 補助対象経費が人件費等の非課税仕入であるため	

## 2 留意事項

- ① 補助を受けたすべての事業者が報告書を提出する必要があります。**仕入控除税額(返還額)がない場合(0円)であっても必ず報告してください。**
- ② 報告書及び積算内訳書(別紙1-1又は1-2)について、**交付決定が複数回にわたっている場合は、交付決定ごとに書類を提出願います。**  
例:長野県指令〇感第〇〇号で**施設整備**(病棟の感染対策)、長野県指令〇感第△△号で**設備整備**(簡易ベッド・空気清浄機)の補助を受けた場合、報告書2部(第〇〇号用と第△△号用)、積算内訳書2部(第〇〇号用と第△△号用)が必要となります。
- ③ 計算方法等は記載例を参考にしてください(積算内訳書に必要事項を入力すると自動で計算されます)。
- ④ 仕入控除税額(返還額)の計算において、課税売上割合は端数処理を行わないでください。ただし、確定申告書において課税売上割合を端数処理した場合は、その割合を用いてください。
- ⑤ 報告書の代表者押印は省略できます。
- ⑥ 仕入控除税額(返還額)があるときは、県から別途返納を依頼させていただきます。
- ⑦ 別添の「提出書類確認シート」をご活用いただくと、提出書類が確認しやすくなっていますので、ご活用ください。